

## 委員会決定留意事項等の反映状況

日本学生支援機構.....	2
国立高等専門学校機構.....	4
労働者健康安全機構.....	7
国立病院機構.....	10
医薬品医療機器総合機構.....	13
地域医療機能推進機構.....	15
経済産業研究所.....	18
工業所有権情報・研修館.....	21
中小企業基盤整備機構.....	25
都市再生機構.....	28
環境再生保全機構.....	30

「独立行政法人の中期目標の策定等について」（令和5年11月27日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【日本学生支援機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 奨学金制度の多様化に伴い業務量が増加し、業務内容も高度化・複雑化している中、デジタル技術を活用した業務処理方法の改善など、法人や制度利用者の負担が軽減されるような更なる業務の見直しを行うことを目標に盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項            1. 奨学金事業  <b>【関連指標】</b>            1－B 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合</p> <p>Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項            3 情報システムの適切な整備及び管理及び運用、業務処理方法の改善  <u>情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。</u>（10頁）</p>
<p>○ 現在行っている寄附金の獲得につなげるための取組のほか、給付や返還が完了した元奨学生や支援を受けた留学経験者とのつながりを構築・維持するための具体的な方策について、目標において明確にすべきではないか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項            1. 奨学金事業            (3) 奨学金事業に共通する事項            さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、<u>給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。</u>（4頁）</p> <p><b>【指標】</b>            1－8 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況</p> <p>2. 留学生支援事業            (1) 外国人留学生に対する支援            ⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、<u>支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</u>（6頁）            (2) 日本人留学生に対する支援            ① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理するとともに、<u>機構の奨学金受給経験者とのネットワーク構築により留学経験を収集し、留学希望者や国内外の関係機関等へ情報提供を行う。</u>また、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。（6～7頁）</p> <p><b>【指標】</b>            2－8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況</p>

	2-9 日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況
<p>○ 職員がモチベーションをさらに高めることができるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進することや、新たな仕事の進め方等が提案できる、一層風通しの良い職場環境の整備を行うことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4 人事に関する計画</p> <p>業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。(12頁)</p>
<p>○ 今後予定される、奨学金制度の更なる多様化・高度化に対応するため、金融等の多様な専門性を持つ人材の確保について、目標に盛り込んではどうか。</p> <p>また、留学生支援事業の効果的な実施のため、海外の人材も含め、諸外国の情報等の収集・分析等を行うことが可能な人材の積極的な登用について、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4 人事に関する計画</p> <p>業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。(12頁)</p>

【国立高等専門学校機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に向け、大学や企業等と連携し、地域課題の解決を図るとともに、地域特性に応じた柔軟なカリキュラムの構築等の取組を進めることについて、引き続き目標に盛り込んでどうか。</p> <p>また、半導体・デジタル人材や蓄電池人材の育成等、社会の期待に応じた高等教育の充実を行うことについて、引き続き目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 教育に関する目標</p> <p>(2) 教育課程の編成等</p> <p>Society 5.0 で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、<u>デジタル人材育成、地域課題解決等の社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。</u>その際、多様な分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力、アントレプレナーシップ（起業家精神）等を備え、グローバルに活躍しうるエンジニアを育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための取組をさらに推進する。</p> <p>このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人間性」の涵養を図るべく学生の様々な体験活動の参加機会の充実に努める。（3～4頁）</p> <p>【評価指標】</p> <p>3. 1-2 カリキュラム編成の状況</p> <p>(4) 教育の質の向上及び改善</p> <p>国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化、各高等専門学校の特色ある教育内容・教育手法の相互活用といった、スケールメリットを活かした教育の質の向上に向けた取組を行うとともに、<u>モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証をさらに強化する。また、社会ニーズを踏まえてモデルコアカリキュラムを見直しつつ、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。</u></p> <p><u>また、各国立高等専門学校においては変化する社会ニーズに加え、各地域におけるニーズ等を踏まえた特色ある教育の強化を図る。</u></p> <p>さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。</p> <p><u>実践的・創造的技術者を育成するため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決や新たな価値・産業の創出を目指し、地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。</u>（4頁）</p>

	<p>【評価指標】</p> <p>3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況、カリキュラム編成の状況</p>
<p>○ 高い専門性や技術力等をもった卒業生を多数輩出する高専の魅力を最大限に伝え、十分な入学志願者を確保できるよう、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機付ける周りの大人に対し、大学進学や就職など高専卒業後のキャリアを具体的にイメージできるような情報発信を行うことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 教育に関する目標</p> <p>(1) 入学者の確保</p> <p><u>15歳人口が減少する中で、小中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特長や魅力を最大限に伝え、十分な入学者を確保するため、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機づける周りの大人に対し、卒業後のキャリアを具体的にイメージできるように認識を深める広報活動を行う。また、女子学生や留学生の一層の確保へ繋がる取組を含め組織的・戦略的に展開するとともに入学志願者の受験上の利便性を考慮した制度や志願者個々の特性に応じた合理的配慮に対応できる体制の充実を図ることによって、十分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。(3頁)</u></p> <p>【評価指標】</p> <p>3. 1-1 入学者の状況</p>
<p>○ 教員の高専間での異動や遠隔等による授業の機会の増加、各高専が開発したカリキュラムの相互活用といった、スケールメリットを活かした更なる教育の質の向上に向けた取組を行うことについて、目標に盛り込んではどうか。</p> <p>また、このような取組が理事長のリーダーシップの下に円滑に進められるよう、すべての教職員に方針等が行き渡る仕組みを組織として整えるなど、法人全体の内部統制環境を強化することについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 教育に関する目標</p> <p>(4) 教育の質の向上及び改善</p> <p><u>国立高等専門学校の特長を踏まえた教育方法や教材などの共有化、各高等専門学校の特長ある教育内容・教育手法の相互活用といった、スケールメリットを活かした教育の質の向上に向けた取組を行うとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証をさらに強化する。また、社会ニーズを踏まえてモデルコアカリキュラムを見直しつつ、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。</u></p> <p>また、各国立高等専門学校 においては変化する社会ニーズに加え、各地域におけるニーズ等を踏まえた特長ある教育の強化を図る。</p> <p>さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。</p> <p>実践的・創造的技術者を育成するため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決や新たな価値・産業の創出を目指し、地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。(4頁)</p> <p>【評価指標】</p> <p>3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況、カリキュラム編成の状況</p>

6. 4 内部統制の充実強化

理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。また、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重しつつ、機構が実施する各種会議、その他主要な会議や研修等を組織的・効率的に実施することにより、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。（9頁）

【労働者健康安全機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 患者数の減少等により今後も医業収支が赤字基調となるおそれがある中、法人が目標として課せられた事業を実施するために必要となるリソースや主務省からのバックアップが十分であるかということを含めて、実現可能な目標としていくことが重要ではないか。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化</p> <p>各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、<u>今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図ること。</u> (21 頁)</p> <p>(4) 医業収入の安定的な確保</p> <p>安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。 また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。 (21 頁)</p> <p>【指標】</p> <p>労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。</p> <p>なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化により影響を受けるものであることを考慮するとともに、<u>毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。</u> (22 頁)</p>
<p>○ 地域単位の医療圏ごとの特性を考慮した良質かつ適切な医療を提供するため、地域単位の医療圏ごとのニーズに応じて各病院が担うべき役割や具体的な業務目標を次期中期目標において記載することも検討してはどうか。また、地域のニーズに応じて他の医療機関との連携・役割分担を図る取組や、そうした取組を効果的に支援する本部の取組等を次期中期目標</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進</p> <p>(3) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、<u>効果的な地域医療連携を推進すること。</u></p> <p>なお、地域の医療機関との連携に当たっては、<u>地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。</u></p> <p>北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和4年9月）を踏</p>

<p>の一部に盛り込むことも検討してはどうか。</p>	<p>まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。（3頁）</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>① 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率76%以上、逆紹介率63%以上を毎年度確保すること。</p> <p>② 地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率70%以上を毎年度確保すること。</p> <p>（略）</p> <p>⑤ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けること。</p> <p><b>【目標設定の考え方】</b></p> <p>① 患者紹介率については、目標設定のベースとなる第4期中期目標期間のほとんどが特殊要因（コロナ禍）の影響を受けていたため、目標値は第4期中期目標と同水準の76%以上とし、逆紹介率についても同様に、63%以上とした。</p> <p>② 救急搬送応需率については、令和4年度実績（69.8%）を踏まえ、70%以上とした。</p> <p>（略）</p> <p>⑤ 各労災病院において医療の質を更に向上させるためには、病院機能評価等の第三者評価の受審や臨床評価指標の活用を通して、院内の体制を絶え間なく改善していく必要があることから、病院機能評価等の第三者評価の認定を良質な医療の提供を測る指標として設定した。（4-5頁）</p>
<p>○ 財務内容の改善に関する目標については、法人全体での指標のみならず、前年度に比べて経営が改善した病院数の指標を設定するなど、医療機関の配置や機能・役割等の地域単位の医療圏ごとの実情も踏まえ、法人の各病院の努力や工夫が適切に評価されるような目標又は指標の設定を検討してはどうか。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 労災病院の経営改善</p> <p>（4）医業収入の安定的な確保</p> <p>安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。</p> <p>また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。（21頁）</p> <p><b>【指標】</b></p> <p>労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。</p> <p><b>【目標設定の考え方】</b></p> <p>医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。</p> <p>なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化に</p>



	より影響を受けるものであることを考慮するとともに、毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。(22頁)
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

【国立病院機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 患者数の減少等により今後も医業収支が赤字基調となるおそれがある中、法人が目標として課せられた事業を実施するために必要となるリソースや主務省からのバックアップが十分であるかということを含めて、実現可能な目標としていくことが重要ではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 診療事業</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、<u>新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献すること。</u></p> <p>あわせて、個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、<u>再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること。</u></p> <p>(4頁)</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 経費の節減及び資源の有効活用</p> <p>(5) 一般管理費の適切な執行</p> <p>【指標】</p> <p>① 各年度の損益計算において、<u>機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること。</u></p> <p>② <u>前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。</u></p> <p>(指標の設定及び水準の考え方)</p> <p>①② <u>事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等の指標を設定する。（過去実績：経常収支（新型コロナへの対応に関連した補助金等を含む。） 令和元年度23億円、令和2年度576億円、令和3年度908億円、令和4年度587億円、前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数 令和元年度64病院、令和2年度12病院、令和3年度72病院、令和4年度54病院）</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年の物価高騰や賃金上昇などを含め、病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況であることに加え、<u>新型コロナの影響による受診控えなどにより患者数が新型コロナ流行前の水準に戻っておらず、機構の医業収支は新型コロナ流行後において赤字基調となっており、今後も続くおそれがある。</u></p> <p>結核等の不採算医療の提供や働き方改革、人材の確保・育成、医療DX等に対応するとともに、資材が</p>

	<p>高騰している中で収益性が基本的でない今後の災害や新興感染症等に備えた施設整備を実施しつつ、<u>地域医療構想の実現に向けた病床規模や機能の見直しを進めながら、各年度の損益計算において、機構全体として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等は困難度が高い。</u></p> <p>なお、評価に際しては、<u>上記のような機構を取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。</u>（12-13頁）</p>
<p>○ 地域単位の医療圏ごとの特性を考慮した良質かつ適切な医療を提供するため、地域単位の医療圏ごとのニーズに応じて各病院が担うべき役割や具体的な業務目標を次期中期目標において記載することも検討してはどうか。また、地域のニーズに応じて他の医療機関との連携・役割分担を図る取組や、そうした取組を効果的に支援する本部の取組等を次期中期目標の一部に盛り込むことも検討してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 診療事業</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>(略)</p> <p>あわせて、<u>個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること。</u></p> <p>また、<u>地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。</u>（4頁）</p> <p>【指標】</p> <p>① <u>紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。</u></p> <p>② <u>逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。</u></p> <p>③ <u>機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。こうした中で、国として、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充を推進しており、<u>機構の個々の病院が、地域医療需要に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要がある、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは困難度が高い。</u>（4-6頁）</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p>

	<p>2 経費の節減及び資源の有効活用</p> <p>(5) 一般管理費の適切な執行</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすること。</p> <p>上記の取組に当たっては、本部・グループは病院に必要な応じて支援を行い効率的な業務運営を行うこと。（12頁）</p>
<p>○ 財務内容の改善に関する目標については、法人全体での指標のみならず、前年度に比べて経営が改善した病院数の指標を設定するなど、医療機関の配置や機能・役割等の地域単位の医療圏ごとの実情も踏まえ、法人の各病院の努力や工夫が適切に評価されるような目標又は指標の設定を検討してはどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 経費の節減及び資源の有効活用</p> <p>(5) 一般管理費の適切な執行</p> <p>【指標】</p> <p>① 各年度の損益計算において、<u>機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること。</u></p> <p>② <u>前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。</u></p> <p>（指標の設定及び水準の考え方）</p> <p>①② 事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、<u>機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等の指標を設定する。</u>（過去実績：経常収支（新型コロナへの対応に関連した補助金等を含む。） 令和元年度23億円、令和2年度576億円、令和3年度908億円、令和4年度587億円、前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数 令和元年度64病院、令和2年度12病院、令和3年度72病院、令和4年度54病院）（12-13頁）</p>

【医薬品医療機器総合機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 海外で承認されている国内未承認薬について、国内で薬剤の開発に着手すられないという「ドラッグロス」の解消に向けては、法人において薬事制度に関する海外事業者向けの情報発信や治験相談、承認審査体制の強化を図るなど、対策の全体像のうち法人に求める役割や取組方針を次期中期目標において明らかにしてはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 審査等業務 (1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施 ① 新医薬品審査関係 (略) ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について、実用化の支援を図ること。 エ 海外開発先行の革新的医薬品について、日本での開発・導入に着手しやすくなる環境の整備と情報発信の強化を図ること。(4頁)</p>
<p>○ 医療情報データベースであるMID-NETについては、データを連携する医療機関を増やす点において進展があったことは一つの成果であるが、拡充についてはまだ取組の途上であり、引き続きデータの規模拡充や利便性向上に向けた課題解決を継続していくことについて次期中期目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 安全対策業務 (4) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上 (略) ④ 医療情報の更なる活用への貢献 ア MID-NETのデータ規模の拡充及び利便性の更なる向上を図ること。(10頁)</p>
<p>○ 医薬品安全性情報の周知やヘルスリテラシーの向上に関して、単にエビデンスを発信するだけでは伝えたい内容が伝わらない場合があることが明らかになったところ、今後は、特に一般向けの情報提供に関しては、エビデンスの発信に加えて、受け取り手が分かりやすい形で情報発信することについても次期中期目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 安全対策業務 (2) 医療関係者並びに患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ (略) ② 一般消費者や患者に必要な情報を分かりやすい形で発信するなど、リスクコミュニケーションの強化を図ること。(9頁)</p>
<p>○ 法人においては、理事会や監事による内部統制・リスク管理を確保しつつ、法人の長による経営判断を業務運営に迅速に反映する組織体制が構築されていることは高く評価できると考えられることから、引き続きこのような組織体制の確保を図っていくこととしてはどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項 1 機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築 (1) 意思決定体制及び業務執行体制の進化 ① 理事長が意思決定を迅速かつ確に行うことができるようにするとともに、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化すること。(12頁)</p>

○ 法人の組織規模を年々拡大し、承認審査業務の迅速化、新型コロナウイルス感染症ワクチン関係の緊急対応等を図ってきた中で、組織及び業務がますます拡大傾向にある法人としての人的資源マネジメントについて、現行中期目標期間での成果を踏まえ、次期中期目標に盛り込んではどうか。

その際、高度専門人材の獲得や流出防止、職員のモチベーションの維持の観点では、国内外の医薬品のルールメイキングへの貢献等、法人でしかできない重要な業務があることを内外に広報するなど、法人のレピュテーションを高めていくことについても留意してはどうか。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 2 優秀な人材の確保・育成の推進

###### (1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上

- ① 各種業務の更なる質の向上を図るため、専門性確保にも配慮しながら、意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成を行うこと。
- ② 採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝えること。（13頁）

【地域医療機能推進機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 患者数の減少等により今後も医業収支が赤字基調となるおそれがある中、法人が目標として課せられた事業を実施するために必要となるリソースや主務省からのバックアップが十分であるかということを含めて、実現可能な目標としていくことが重要ではないか。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項 1 経営の改善</p> <p>○ 評価における指標 経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。 中期目標期間の各年度の損益計算において、<u>JCHO全体として経常収支率（経常収益※÷経常費用×100）を前年度より上回ることとする。ただし、前年度の経常収支率が100%以上であった場合には、100%以上の経常収支率とする。</u> ※ 令和5年度の新型コロナウイルス感染症への対応に関連した補助金等を除く。（12頁）</p> <p>【指標設定及び指標水準の考え方】 JCHOは、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を経営改善の実績を測る指標として設定する。 目標水準については、効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるが、電力、ガス等をはじめとする水道光熱費の増加等の厳しい経営環境等を踏まえ、<u>毎年度、経常収支率を前年度以上とすることを水準として設定する。ただし、前年度の経常収支率が100%以上の場合には、100%以上を維持することとする。（実績値：令和元年度101.1%、令和2年度105.7%、令和3年度112.4%、令和4年度105.6%）</u></p> <p>【困難度：高】 電力、ガス等をはじめとした水道光熱費及び物価上昇等に伴う賃金上昇による人件費の増加、並びに新型コロナウイルス感染症に伴う受療行動の変化等による厳しい経営環境に加え、医師をはじめとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、<u>毎年度、経常収支率を前年度以上とし、また、前年度の経常収支率が100%以上となった場合にその状態を維持し続けることは相当な経営努力を必要とすることであり、困難度が高い。</u> <u>なお、評価に際しては、上記のようなJCHOを取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。（12-13頁）</u></p>
<p>○ 地域単位の医療圏ごとの特性を考慮した良質かつ適切な医療を提供するため、地域単位の医療圏ごとのニーズに応じて各病院が担うべき役割や具体的な業務目標を次期中期目標において記載すること</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 診療事業 (1) 良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進 効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、<u>将来の医療需要の動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの要として良</u></p>

<p>も検討してはどうか。また、地域のニーズに応じて他の医療機関との連携・役割分担を図る取組や、そうした取組を効果的に支援する本部の取組等を次期中期目標の一部に盛り込むことも検討してはどうか。</p>	<p>質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域の他の医療機関等との連携  <u>JCHO病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かして、それぞれの地域における医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努めること。</u>  <u>医療資源を重点的に活用する外来や急性期医療を担う病院においては、医療機能の分化・連携に資するため、地域医療支援病院や紹介受診重点医療機関等として、逆紹介や医療機器の共同利用の促進など、一層その機能を発揮するよう取り組むこと。</u>  <u>地域に密着した病院では、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。</u>  <u>また、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめ、地域の医療・介護施設との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者向けの研修を実施するなど、地域の他の医療機関等との連携を推進すること。(3頁)</u></p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項  2 業務運営の見直しや効率化による収支改善  <u>各病院の特性を生かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。あわせて、経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組むこと。(11頁)</u></p> <p>第5 財務内容の改善に関する事項  1 経営の改善  各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。  また、経常収支率が100%未満となるなど、経営等に課題のある病院に対して、本部が必要に応じて支援を行うこと。(12頁)</p>
<p>○ 財務内容の改善に関する目標については、法人全体での指標のみならず、前年度に比べて経営が改善した病院数の指標を設定するなど、医療機関の配置や機能・役割等の地域単位の医療圏ごとの実情も踏まえ、法人の各病院の努力や工夫が適切に評価されるような目標又は指標の設</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項  2 業務運営の見直しや効率化による収支改善  <u>各病院の特性を生かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。あわせて、経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組むこと。(11頁)</u></p>



<p>定を検討してはどうか。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 経営の改善</p> <p>各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。 また、経常収支率が100%未満となるなど、経営等に課題のある病院に対して、本部が必要に応じて支援を行うこと。（12頁）</p> <p>○ 評価における指標</p> <p>経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。 中期目標期間の各年度の損益計算において、<u>JCHO全体として経常収支率（経常収益※÷経常費用×100）を前年度より上回る</u>こととする。ただし、前年度の経常収支率が100%以上であった場合には、100%以上の経常収支率とする。</p> <p>※ 令和5年度の新型コロナウイルス感染症への対応に関連した補助金等を除く。（12頁）</p> <p>【指標設定及び指標水準の考え方】</p> <p>JCHOは、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を経営改善の実績を測る指標として設定する。</p> <p>目標水準については、効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるが、電力、ガス等をはじめとする水道光熱費の増加等の厳しい経営環境等を踏まえ、<u>毎年度、経常収支率を前年度以上とすることを水準として設定する</u>。ただし、前年度の経常収支率が100%以上の場合には、100%以上を維持することとする。（実績値：令和元年度101.1%、令和2年度105.7%、令和3年度112.4%、令和4年度105.6%）</p> <p>【困難度：高】</p> <p>電力、ガス等をはじめとした水道光熱費及び物価上昇等に伴う賃金上昇による人件費の増加、並びに新型コロナウイルス感染症に伴う受療行動の変化等による厳しい経営環境に加え、医師をはじめとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、<u>毎年度、経常収支率を前年度以上とし、また、前年度の経常収支率が100%以上となった場合にその状態を維持し続けることは相当な経営努力を必要とすることであり、困難度が高い</u>。</p> <p>なお、評価に際しては、上記のようなJCHOを取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。（12-13頁）</p>
--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【経済産業研究所】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 質の高い学術研究や広い研究ネットワーク等の強みを活かしつつ、多様化・複雑化する政策課題の解決に向けて、時宜を得た経済産業政策の企画・立案に貢献することが重要であるため、EBPMセンターの機能を十分発揮できる体制整備や、政策立案を実証的な研究・分析によって支えるための国内外の政策研究機関等との連携を更に強化することを、次期中期目標に盛り込んでどうか。</p> <p>また、政策立案のPDCAサイクルにおける法人の貢献度を客観的かつ定量的に把握できるアウトカム指標を設定することについて、法人と主務省がコミュニケーションを十分にとりながら検討する必要があるのではないかと。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 政策貢献</p> <p>経済産業政策を研究・分析によって支え、<u>政策のPDCAサイクルに貢献（政策提言、政策評価、EBPM 伴走支援）する政策貢献の取組を第6期の重要業務として改めて位置付ける。</u>研究所は政策担当者からのアドバイス依頼を受けるだけでなく、自ら政策課題を取材し、政策提言につながる研究を行うことを常態化し、<u>政策担当者から見て、複雑で困難な政策課題に直面した際に、アドバイスを求めて最初に相談を受けるに値する研究成果をあげている研究機関となることを目指す。</u></p> <p>こうした観点から、EBPMについては、令和4年4月に設置されたEBPMセンターの体制を拡充し、政策形成の段階から政策担当部局と連携する。EBPM アドバイザリーボードや、外部の研究者とのネットワークを活用しつつ、幅広いEBPM ニーズに対応する。具体的には、因果推論による事後評価のほか、大規模事業の事前評価・政策効果予測等についても、政策担当者に適時、適切に伴走支援し、経済波及効果等に関する分析手法の開発に向けた研究も行う。更に、EBPMに関する知識基盤（海外を含む既存研究の収集・蓄積）としてEBPMポータルを整備し、政策担当者による利活用を推進するほか、一般での利活用も検討していく。（4～5頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>(定量指標)</p> <p>指標1-1：政策アドバイス件数について、1,296件/期以上とする。【重要度高】【困難度高】</p> <p>指標1-2：白書、審議会資料等における研究成果の活用件数について、385件/期を下回らず、425件/期以上を目指すものとする。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p>指標1-3：セミナー集客数（対面、オンライン別）のうち中央省庁等の政策担当者数について、最終年度（令和10年度）に1,224人以上とする。(アウトカム指標)【困難度高】</p> <p>(定性指標)</p> <p>指標1-4：政策立案に対する主だった貢献を行っているか（例：「経済産業政策の新機軸」に対する各アジェンダのキースライドとして利用されるような分析、経済産業省からの要請に基づく大</p>

規模事業の EBPM 案件等への方法論等の提案・新たな分析枠組み等の提言、EBPM を経済産業省の政策により広く展開・普及するための提案等)。(アウトカム指標)【重要度高】

指標 1-5 : ファカルティフェローや所内研究員の審議会等への出席・発言 (ゲストスピーカー含む)。(アウトカム指標)

指標 1-6 : 研究所が経済産業省の政策課題を受けて自ら実証結果、分析、提言等を提起するイニシアティブを発揮しているか、政策当局との対話の増加に努めているか。(アウトカム指標)

指標 1-7 : 政策担当者も参画するディスカッションペーパー執筆、ウェブ寄稿や政策担当者によるセミナー登壇等におけるアドバイス等、政策と研究との接点・距離を縮めることを通じて政策立案に貢献する。

## 2. 調査・研究・資料統計

研究所は、「知のプラットフォーム」として引き続き大規模な研究ネットワークの構築に努め、質の高い研究成果の蓄積と各方面での活用を促し、世界におけるトップシンクタンクとしての地位を確立する。

研究テーマは、政府の経済政策の方針、中長期的な政策課題 (特に、社会課題の解決を通じた持続可能な経済成長を目指す「経済産業政策の新機軸」等) を踏まえたものとし、中期計画及び年度計画で定める研究プログラムの下に複数の研究プロジェクトを実施する。研究プロジェクトは、学術的な意義・価値を踏まえた上で、政策担当者と研究開始前の意見交換を十分に行い、研究所の理事長、所長等で構成される運営会議において決定する。研究計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じ調査・研究の継続の適正そのものに関する助言・指導を大学、産業界等の外部の有識者から求めるものとする。政策面での活用を意識し、政策担当者とのコミュニケーションを緊密にとりながら、研究を進めるよう努める。

前期に引き続き、民間のビッグデータを活用するとともに、独自の調査結果を基に精緻なパネルデータを構築し、経済産業省を始めとする各省庁や政策研究者等にとって有益となるデータ等の整備を行う。(7 頁)

## 3. 成果普及・国際化

研究成果の効果的な発信を通じ、先進的な政策研究を行う世界のトップシンクタンクとしての研究所の認知度、理解度を向上させる。また、内外の研究機関等とのネットワークを活用したシンポジウム、セミナー

の開催等、創意工夫を凝らした取組を引き続き推進し、研究所の国際化を強化する。また、政策立案を実証的な研究・分析によって支えるため、国内外の政策研究機関等との連携も強化していく。（8頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（定性指標）

指標3-4：内外研究機関等との連携事案におけるインパクトや新規性（人材交流、共同研究の取組、ウェブサイト相互掲載とその引用、国際的な評価の高いシンクタンク等との共催イベントや外国機関に所属する登壇者のセミナー実施による反響、海外向け各種発信の取組とその反響）。（アウトカム指標）

留意事項	対応する目標案
<p>○ 知的財産経営支援において、経営戦略的な要素が高まっている知的財産の活用による企業価値の向上に貢献するため、経営的な視点を持った知財戦略と知的財産権に係る法的知見の双方に高い専門性を有する人材について、法人内で確保・育成することを次期中期目標に盛り込んでどうか。</p> <p>また、スタートアップ支援を推進するため、知的財産に関する支援において、これまで培ってきた法人の強みを活かしつつ、独法などの関係機関との連携を一層深化させることを次期中期目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p><u>特許庁、INPIT及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等とも連携し、地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。</u>（2頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>（定量指標）</p> <p>指標1-1：関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、12,000件以上を達成する。</p> <p>指標1-2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】</p> <p>（定性指標）</p> <p>指標1-5：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。</p> <p>指標1-6：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。</p> <p>&lt;留意事項・想定される外部要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、評価において適切に考慮するものとする。</li> <li>・関係機関における支援事業の全国規模での大幅な廃止・撤退があった場合は、連携件数に直ちに影響を与</li> </ul>

えるため、このような場合は評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標 1-1：第五期中期目標期間中の目標件数 9,000 件を目安にしつつ、過去 3 年間における関係機関との連携件数（令和 2 年度：9,792 件、令和 3 年度：11,291 件、令和 4 年度：13,615 件）から算出された年平均の連携伸び率約 17.9% を基準とし、第五期における連携パートナーの増加を踏まえれば、より一層の連携が想定されるため、政策的に更に 15% を上積みして（合計 32.9% 増）、12,000 件を目標とする。

指標 1-2：経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合については、個別連携事案の当初課題からみて、INPIIT による支援の効果を調査することになるが、例えば、新規事業立上げや販路拡大などのビジネス課題に対し、適切な知財ポートフォリオの確保と活用、ブランディング支援、ノウハウの活用など、知的財産面での支援が効果的であったか、定性的な面から高いレベルでの効果をもって判断することを意図しており、課題解決に寄与した割合 50% 以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 1-2：

【重要度高】 関係機関との連携強化は「知財推進計画 2023」にも掲げられた重点施策の 1 つであり、効果指標として重要である。

【困難度高】 経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができたかの基準は、支援を受けた者の期待値にも左右される。そのため、その解決に寄与したと 50% 以上のユーザーから評価を得るのは達成困難な指標である。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務の効果的な実施

(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成

今後の INPIIT の業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。

さらに、INPIIT が知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、「知財」と「経営」を上手く結びつけられる人材の確保が求められるところ、企業経営について専門的な知識を有する人材を採用できるよう検討を進める。(12 頁)

○ 法人に蓄積された専門性の高い知的財産に関する情報を効果的・効率的に活用するため、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）などの情報提供の支援インフラについて、DXなどを推進して一層の充実を図ること及び、法人の知的財産に関する窓口支援や知的財産の海外流出防止の取組等について、他省庁等と連携した支援を推進することを次期中期目標に盛り込んではどうか。

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援

知財の課題発掘から知財の形成、知財の戦略的活用まで、関係機関とも連携しながらワンストップで支援する支援エコシステムを形成し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。また、知財活用の成功事例の情報発信を効果的に行い、知財エコシステム形成に寄与する。

##### (1) 関係機関との連携

特許庁、I N P I T及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等とも連携し、地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。（2頁）

#### <関連する評価軸・評価指標等>

（定量指標）

指標 1-1：関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、12,000件以上を達成する。

指標 1-2：関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

（定性指標）

指標 1-5：認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。

指標 1-6：関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ（知財人材育成）に貢献する。

#### <留意事項・想定される外部要因>

・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセ

ッション、パンデミック、大規模な自然災害等)は、評価において適切に考慮するものとする。  
・関係機関における支援事業の全国規模での大幅な廃止・撤退があった場合は、連携件数に直ちに影響を与えるため、このような場合は評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標 1-1: 第五期中期目標期間中の目標件数 9, 000 件を目安にしつつ、過去 3 年間における関係機関との連携件数 (令和 2 年度: 9, 792 件、令和 3 年度: 11, 291 件、令和 4 年度: 13, 615 件) から算出された年平均の連携伸び率約 17.9% を基準とし、第五期における連携パートナーの増加を踏まえれば、より一層の連携が想定されるため、政策的に更に 15% を上積みして (合計 32.9% 増)、12, 000 件を目標とする。

指標 1-2: 経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合については、個別連携事案の当初課題からみて、INPIT による支援の効果を調査することになるが、例えば、新規事業立上げや販路拡大などのビジネス課題に対し、適切な知財ポートフォリオの確保と活用、ブランディング支援、ノウハウの活用など、知的財産面での支援が効果的であったか、定性的な面から高いレベルでの効果をもって判断することを意図しており、課題解決に寄与した割合 50% 以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 1-2:

- 【重要度高】 関係機関との連携強化は「知財推進計画 2023」にも掲げられた重点施策の 1 つであり、効果指標として重要である。
- 【困難度高】 経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができたかの基準は、支援を受けた者の期待値にも左右される。そのため、その解決に寄与したと 50% 以上のユーザーから評価を得るのは達成困難な指標である。

2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供

特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) をはじめとした、国内外の産業財産権情報を提供するためのインフラを安定的に提供するとともに、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、更なる利便性向上に向け、現行のシステムの刷新も見据えた必要な見直しを検討・実施する。(5 頁)

IV 業務運営の効率化に関する事項

2. 業務運営の合理化

デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進等により、デジタルを活用した利便性の高い情報分析のための IT サービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析及び組織内業務の効率化を推進する。(12 頁)



【中小企業基盤整備機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 高齢化が進む中小企業等の事業承継・事業引継ぎ及び事業再生について、法人と各地域において実務を担う地方公共団体、金融機関、商工会及び商工会議所等の中小企業支援機関との連携をより一層強化し、中小企業等に寄り添った支援を着実に実施することを次期中期目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 事業継続・経営体力強化への支援</p> <p>(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援</p> <p>① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点）</p> <p>中小企業等が抱える課題は、業種・業態、企業のライフステージ等によっても複雑多岐に亘り、また、経営者の高齢化等による事業継続のための対応も喫緊の課題である。<u>機構はこれらの課題に対応するため、中小企業庁、経済産業局、支援機関等と連携を図り、各地の協議会、センター及び拠点の連携を促進するとともに、効率的・合理的な支援体制の構築を推進し、地域において中小企業等に寄り添った支援を着実に実施するための支援体制強化に貢献する。</u>（7頁）</p> <p>②事業承継・引継ぎへの支援</p> <p>事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性に加え、民間のM&amp;A会社が顕著に増加し、中小M&amp;A市場が急速に拡大する中、セカンドオピニオンの実施等、公的な支援機関として助言・支援を行う事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）への期待は高まっている。また、各都道府県においてセンターを中心とした事業承継ネットワークが構築されているが、<u>各地域において、更なる事業承継支援の定着、自走化を進めるためには、支援機関等の支援能力の向上や面的支援の推進が必要である。そのため中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等への支援を通じて、事業承継支援能力の向上と事業承継ネットワークの活性化を図る。</u>（7頁）</p> <p>③全国の中小企業活性化協議会への支援</p> <p>コロナ禍を経て増加する債務に苦しむ中小企業等が増える中、中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）への相談件数はコロナ禍前を上回る水準で推移しており、「中小企業の駆け込み寺」として、収益力改善・経営改善、事業再生、再チャレンジ等の各支援段階に応じ、資金繰りに悩む中小企業等に寄り添っていく必要がある。</p> <p>また、「<u>地域における支援の最大化</u>」を実現するためには、<u>金融機関、信用保証協会、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、認定経営革新等支援機関、民間専門家等との実効的な連携に向けた一層の取組が重要である。</u></p> <p><u>そのため機構は、中小企業活性化全国本部として、協議会の支援能力の底上げのための取組を充実させるとともに、他の関係機関との連携を促進するための支援を推進する。</u>（7頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p>

	<p>(定量指標)</p> <p>指標 4-1 : 支援機関等の支援する者への支援件数 100,000 件以上</p> <p>指標 4-2 : 講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数 1,200 件以上</p> <p>(アウトカム指標) 【重要度高】 【困難度高】</p>
<p>○ 補助金等管理業務が大幅に増加している現状を踏まえ、業務全体のメリハリ付けを行うとともに、DXなどを推進して業務を更に効率化することを次期中期目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。</u> (11 頁)</li> </ul> <p>4. 業務の電子化の促進</p> <p>(1) DXの推進、情報収集分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中小企業等が置かれている状況に応じて適切なサポートを選択的に受けられるよう、機構は中小企業庁が保有する補助金交付実績などの過去の支援実績等のデータとハンズオン支援など支援情報等のデータの連携を進め、支援の連続性を持たせることで、支援効果の最大化を目指す。</u></li> <li>・ <u>さらに、それらを中小企業等支援に有効活用するため、両者それぞれのデータ基盤の整備状況を踏まえ、システム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進め、支援の効果的な運用を図る。</u></li> <li>・ <u>共済事業のオンライン化については、顧客利便性の向上及び運営主体としての生産性の向上を目的として、業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を行うとともに、システムの刷新を進める。</u> (12 頁)</li> </ul>
<p>○ 法人及び中小企業支援機関等に補助金等管理業務を行うことに伴って蓄積された各種データについて、関係・ビックデータ化等を検討し、今後の中小企業等支援に有効活用することを次期中期目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5. 経営環境変化対応への支援</p> <p>(2) 経営基盤の強化</p> <p>②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援</p> <p>経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくこと必要である。機構には、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。</p> <p><u>さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようにシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。</u> (10 頁)</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p>

#### 4. 業務の電子化の促進

##### (1) DXの推進、情報収集分析

- ・中小企業等が置かれている状況に応じて適切なサポートを選択的に受けられるよう、機構は中小企業庁が保有する補助金交付実績などの過去の支援実績等のデータとハンズオン支援など支援情報等のデータの連携を進め、支援の連続性を持たせることで、支援効果の最大化を目指す。
- ・さらに、それらを中小企業等支援に有効活用するため、両者それぞれのデータ基盤の整備状況を踏まえ、システム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進め、支援の効果的な運用を図る。
- ・共済事業のオンライン化については、顧客利便性の向上及び運営主体としての生産性の向上を目的として、業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を行うとともに、システムの刷新を進める。(12頁)

#### 5. 基金・補助金の適切な執行・管理

- ・現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあっては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」(令和5年12月20日 行政改革推進会議)及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。
- ・現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあっては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。(12頁)

【都市再生機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ コンパクトシティの推進に当たっては、公共交通との連携が重要であることから、公共交通事業者を含めた多様な関係者と連携して取り組んでいくことを次期中期目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、<u>地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域のまちづくり組織等の多様な主体と連携して、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</u></p> <p>このため、機構は、各地域の実情に応じて、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化、担い手の育成・体制構築等に係るコーディネート及び都市再生事業を通じて地方公共団体等を支援すること。</p> <p>(4頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>【定量目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数 330地区</li> </ul> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額及び経済波及効果</li> <li>・ 地方都市等における事業化や計画策定等のコーディネート効果発現数</li> <li>・ 防災性の向上に資する安全・安心なまちづくり実施地区数</li> </ul> <p>&lt;目標水準の考え方&gt;</p> <p>機構による持続可能な都市の実現に向けた都市再生を着実に推進するため、地方公共団体等のまちづくりを支援するためのコーディネートと都市再生事業に一層取り組んでいくこととしており、特に、長期継続的なエリアへの関与や、地域のまちづくりの担い手育成・体制構築支援に注力していくこと等を踏まえ、前中期目標期間と同水準（330地区）の目標値を設定した。</p>

留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人における業務運営の効率化及び各種事業・サービスの質の維持・向上のためには、DXの推進も重要であることから、DX人材の育成等に戦略的に取り組むことを次期中期目標に盛り込んではどうか</p>	<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 デジタル化（DX）の推進</p> <p><u>政策実施機能の最大化に資するITの整備、業務の効率化や生産性の向上、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスの創出・提供、DXの推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図ること。</u></p> <p>その際、システムの整備及び管理に当たっては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）及びデジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり行うこと。（15頁）</p>

【環境再生保全機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究推進法人としての業務や熱中症対策における情報整理・分析などの国の環境政策の動向に応じた新たな業務に対応するため、専門人材の確保・育成や職員のリスクリングなどを含め、業務運営に係る体制の強化を次期中期目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化</p> <p>人事評価、研修制度、働き方改革等様々な観点から、法人内外の状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化等について法人の長のトップマネジメントによる取組を進める。</p> <p>また、環境政策におけるERCAの役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすため必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。(18頁)</p> <p>①適切な人材の確保と戦略的な育成</p> <p>環境政策の変化やERCAに求められる社会的要請に柔軟に対応し、業務運営を的確に行う必要があること及び民間環境保全活動・研究等の伴走支援や人材育成、資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務等、ERCAが多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図る。</p> <p>具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員研修の内容を不断に見直すとともに、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努める。(18頁)</p>